

セクハラ対策

いまどきの

冗談のつもりでは済まない、
対価型セクハラ
の刑罰化とLGBT対応

WEB
セミナー

2.20^{Thu.}
10:30-12:00

セクハラ
の定義と該当する基準から、
企業における対策および発生時の対応フローを解説

23年6月の刑法改正により、経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を利用した不同意わいせつ等が刑罰として新設された。これは社内で起こるセクシュアルハラスメント（セクハラ）が刑事罰に該当する可能性が高まったことを意味している。

また、セクハラ
の範囲はLGBT対応を含む形に拡大している。LGBT理解増進法の成立、トランスジェンダーの方のトイレ利用制限や、戸籍上の性別変更における手術要件が違憲になるなど、LGBT対応に関する社会的なルールの整備も進みつつある。

このような状況の中、企業はどう対策すべきか？本セミナーでは、セクハラ
の定義と該当する基準から、企業における対策および発生時の対応フローを、労務に精通した弁護士が解説する。

特典

- ・就業規則簡易診断
- ・弁護士による無料法律相談

弁護士法人ALG & Associates

執行役員／弁護士
家永勲氏



お申込み ※右の二次元コードからもお申込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/25skhr>



PROGRAM

お申込み ※右の二次元コードからもお申し込みいただけます。



<https://www.obc.co.jp/25skhr>

いまどきのセクハラ対策 ～冗談のつもりでは済まない！ 対価型セクハラの新罰化とLGBT対応～

- 1.セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは
セクハラの新定義と要件 /セクハラの種類（対価型、環境型）と例 /「職場」とは、「意に反する」とは
- 2.セクハラの新基準を5つの事例で検討
事例①：部下に対して「ずっと愛してる」などとLINEを送る
事例②：新入社員にビールを勧め、「若い女性と飲むと美味しいね」と発言（飲酒は強要していない）など
- 3.セクハラ行為者が負う刑事罰と企業のリスク
- 4.セクハラ発生時の具体的な対応
申告時の対応 /相談者からの相談後の対応 /相談者・目撃者への対応時の留意事項 /
行為者への対応時の留意事項
- 5.LGBTとは？
性的指向、性自認とは /LGBT理解増進法の概要 /企業に求められる具体的な対応 /
経産省トイレ事件（最高裁判例 令和5年7月11日）および昨今の判例に見るLGBT対応の流れ
※本セミナーは2023年7月以来開催の同名セミナーと内容が重複する箇所がございます。

講師紹介



家永 勲 氏

弁護士法人ALG & Associates 執行役員 弁護士

企業法務全般の法律業務を得意とし、使用者側の労働審判、労働関係訴訟の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務に主として従事。企業法務におけるトラブルへの対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数行っている。
近著に「中小企業のためのトラブルリスクと対応策Q&A」や「障害者雇用のハンドブック」（いずれも労働調査会）など。

弁護士法人
ALG
& Associates

会社の利益を守ります

就業規則など各種規則等の作成、退職勧奨・整理解雇など手続き支援、
企業の利益を最大化するための様々な場面で会社を守る方策をご提案します。



いまどきのセクハラ対策～冗談のつもりでは済まない！ 対価型セクハラの新罰化とLGBT対応～

日時	2025年2月20日(木) 10:30～12:00（開始15分前からアクセス可） ※Zoomで配信いたします。
定員	500名
対象	経営者、経営層、人事労務責任者の方
主催	弁護士法人ALG & Associates / 株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO / 宝印刷株式会社 / 株式会社オービックビジネスコンサルタント
お問い合わせ	株式会社オービックビジネスコンサルタント 坂本 / 山口 mail: obc-as@obc.co.jp

※ 講師・共催企業と同業の方、弁護士の方、個人の方はお申込みをお断りする場合がございます。
※ 講師・講演内容は予告なく変更になる可能性があります。